

平成30年7～9月

原子力損害賠償 個別相談の御案内 (弁護士・不動産鑑定士)

福島県では、福島県弁護士会及び福島県不動産鑑定士協会と連携し、弁護士及び不動産鑑定士による対面の相談を実施しております。相談料は無料ですので、お気軽にご相談ください。

なお、**事前予約制**としておりますので、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

弁護士による巡回法律相談

- ◎相談できること 請求手続きに関する不明な点やお困りの点等について
- ◎相談料 無料
- ◎相談時間 30分（午後1時30分から午後3時45分の間に実施。）
- ◎実施日・場所 県内9市町村（詳細な日程・場所については裏面を参照願います。）

不動産鑑定士による相談（随時開催）

※ 避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域（すでに解除された区域を含む。）に宅地、建物を所有する個人の方で、東京電力から「請求書②」が手元に届いている方が対象となります。

- ◎相談できること 宅地、建物の賠償額の見方や算定の方法について
宅地、建物の「現地評価」の実施について 等
- ◎相談料 無料
- ◎相談時間 30分（午後1時から午後4時30分の間に実施。）
- ◎実施日・場所 ご希望の日（平日のみ）に合わせて随時開催します（詳細は裏面を参照願います。）
- ◎ご持参いただく書類
（必須）東京電力が送付する「賠償金ご請求書②」（個人）一式
（できるだけ）家屋の写真、建築図面、工事請負契約書 等
- ◎注意点
不動産鑑定士が、評価額を算定したり、賠償額を示したりするものではありません。

事前予約受付番号 024-521-8216

（原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口（県原子力損害対策課内））

受付時間 午前8時30分から午後5時15分（平日）

▽ 弁護士による巡回法律相談の日程及び実施会場

相談を希望される際は、各実施日の1週間前までに、表面連絡先へご連絡をいただきますようお願いいたします。（なお、1週間前までに相談希望者からの予約受付がない実施日については、開催中止とさせていただきます。）

実施市町村	実施日	実施会場（所在地）
福島市	9月11日（火）	福島県庁 北庁舎4階地域連携室 （福島市杉妻町2-16）
二本松市	7月10日（火）	福島県二本松合同庁舎 第1会議室 （二本松市金色424-1）
郡山市	7月4日（水）	福島県郡山合同庁舎 南分庁舎1階第2会議室 （郡山市麓山一丁目1-1）
白河市	7月19日（木）	白河商工会議所 2階交流室 （白河市道場小路96-5）
	9月20日（木）	
会津若松市	7月31日（火）	福島県会津若松合同庁舎 本館3階地域連携室 （会津若松市追手町7-5）
南会津町	9月5日（水）	福島県南会津合同庁舎 4階会議室 （南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1）
南相馬市	8月23日（木）	福島県南相馬合同庁舎 北庁舎1階県政相談室 （南相馬市原町区錦町1-30）
相馬市	9月20日（木）	相馬市役所 2階相談室4 （相馬市中村字北町63-3）
いわき市	7月10日（火）	福島県いわき合同庁舎 本庁舎4階小会議室 （いわき市平字梅本15）
	9月11日（火）	いわき市役所勿来支所 2階会議室 （いわき市錦町大島1）

○ 不動産鑑定士による個別相談は、ご希望の日時を伺い、調整した上で実施します

相談を希望される際は、ご希望の相談日の2週間以上前までに、表面連絡先へご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、実施会場は、原則として次の中からお選びください。

【福島市、郡山市、会津若松市、南相馬市、いわき市】

※ 相談日時については、必ずしもご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。